

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧			新		
第1条および第2条 省略			第1条および第2条 省略		
第3条 省略			第3条 省略		
(1)～(4) 省略			(1)～(4) 省略		
(新設)			(5) <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	<u>別表第7第1項の表(12)の項セに定める警察関係事務手数料</u>	<u>指定講習機関</u>
2 省略			2 省略		
第4条～第8条 省略			第4条～第8条 省略		
付則 省略			付則 省略		
別表第1～別表第5 省略			別表第1～別表第5 省略		
別表第6 (第2条関係)			別表第6 (第2条関係)		
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料			銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料		
区分	金額		区分	金額	
(1)～(6) 省略			(1)～(6) 省略		
(7) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	1,800円		(7) 法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	1,600円	
(8)～(15) 省略			(8)～(15) 省略		
注 省略			注 省略		

別表第7（第2条関係）

道路交通法に基づく警察関係事務手数料

1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料

納付すべき者	区分		金額
(1)・(1)の2 省略			
(2) 法第91条の規定により運転することができ る自動車および原動機付自転車の種類を限定された者 で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋賀県公安委員会の審査	審査手数料		1,400円(滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円)

別表第7（第2条関係）

道路交通法に基づく警察関係事務手数料

1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料

納付すべき者	区分		金額
(1)・(1)の2 省略			
(2) 法第91条または第91条の2第2項の規定により運転することができ る自動車および原動機付自転車の種類を限定された者 で、その限定の全部または一部の解除を受けるため、滋	審査手数料		1,400円(滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円)

を受けようとするもの				賀県公安委員会の審査を受けようとするもの			
(3)・(4)省略				(3)・(4)省略			
(4)の2 法第97条の2 第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第3項の規定により認知機能検査を受けようとする者	検査手数料		750円	(4)の2 法第97条の2 第1項第3号イもしくはハ、第101条の4第2項または第101条の7第3項の規定により認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料		1,050円
(新設)				(4)の3 法第97条の2 第1項第3号イもしくはハまたは第	運転技能検査手数料		3,550円

								101条の4 第3項の規 定により運 転技能検査 を受けよう とする者			
(5)～(11) 省略				(5)～(11) 省略							
(12) 法第108 条の2第1 項各号に掲 げる講習を 受けようと する者	講習手 数料	ア～サ 省略 シ 法第108条の2第 1項第12号に掲げる 講習 (7) 小型特殊自動車 免許以外の第一種 運転免許または第 二種運転免許を受 けている者に対す る講習（法第97条 の2第1項第3号 イ、第101条の4第 2項または第101 条の7第4項の規 定により認知機能 検査の結果に基づ	5,100円	(12) 法第108 条の2第1 項各号に掲 げる講習を 受けようと する者	講習手 数料	ア～サ 省略 シ 法第108条の2第 1項第12号に掲げる 講習 (7) 法第71条の5第 3項に規定する普 通自動車対応免許 （以下「普通自動 車対応免許」とい う。）を受けてい る者（法第97条の 2第1項第3号イ およびハに掲げる 者ならびに法第 101条の4第3項 の規定の適用を受	6,450円				

いて行うものを除く。)

(イ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イまたは第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

5,100円（当該認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,950円）

(ウ) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検

5,800円

ける者を除く。)  
に対する講習

(イ) 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

2,900円

査の結果に基づいて行うものに限る。)

(エ) 小型特殊自動車 2,250円

免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項または第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)

(オ) 小型特殊自動車 2,250円（当該  
認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあっては、

	結果に基づいて行うものに限る。)	4,450円)				
	(カ) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,350円				
	ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円(当該講習が府令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)			ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円(当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)

		セ 法第108条の2第 1項第14号に掲げる 講習	講習1時間につ き 2,000円
(13) 法第108 条の2第1 項第10号ま たは第13号 に掲げる講 習を受けよ うとする者	通知手 数料		900円

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第108条第1項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料	同 1,400円 (自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能

		セ 法第108条の2第 1項第14号に掲げる 講習	講習1時間につ き 2,250円
		ソ 法第108条の2第 1項第15号に掲げる 講習	講習1時間につ き 2,000円
(13) 法第108 条の2第1 項第10号、 第13号また は第14号に 掲げる講 習を受けよ うとする者	通知手 数料		900円

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第108条第1項の規定に基づく委託を受けて認知機能検査の事務を行おうとする法人の当該事務に従事する者に対する講習の受講料	同 1,450円 (自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能



	<p>および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあつては、<u>800円</u>)</p>		<p>および知識に関する講習または当該講習と同等の内容を有すると滋賀県公安委員会が認める講習を受けた者に対する講習にあつては、<u>1,200円</u>)</p>
<p>(12) <u>法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受講料</u></p> <p><u>ア 特定任意講習</u></p> <p><u>イ チャレンジ講習</u></p> <p><u>ウ 特定任意高齢者講習</u></p> <p><u>(ア) シニア運転者講習</u></p> <p><u>a 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満のものに対する講習</u></p> <p><u>b 免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものに対する講習</u></p>	<p><u>同 1,350円</u></p> <p><u>同 2,650円</u></p> <p><u>同 5,100円</u></p> <p><u>同 5,100円 (法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第29条</u></p>	<p>(12) <u>法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受講料</u></p> <p><u>ア 特定任意講習</u></p> <p><u>イ 特定任意高齢者講習</u></p> <p><u>(ア) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)</u> <u>に対する講習</u></p> <p><u>(イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)</u> <u>または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であつて普通自動車対</u></p>	<p><u>同 1,350円</u></p> <p><u>同 6,450円</u></p> <p><u>同 2,900円</u></p>

<p>(イ) 簡易講習</p>	<p>の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものにあつては、7,950円) 同 1,800円</p>	<p>応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	
<p>別表第8以下 省略</p>		<p>別表第8以下 省略</p>	